

# 生徒としての心得

## 生活目標

学校内外の生活を通じ、常に本校生徒としての自覚に基づいて規律正しい生活を守り、心身の鍛錬と学力の充実につとめ、よりよき自己形成のために、互いに一致協力して校訓の実践にはげよう。

## 態度・動作

- 1 いかなる場合にも、真面目さと品位を保つよう心がけ、粗暴軽薄な言動を慎もう。
- 2 礼儀を重んじ、互いに個性を尊重し、挨拶を交わすことによって親愛を深めよう。

## 服装容儀

服装容儀はあくまで質実端正を旨とし、軽薄華美あるいは変則なものにおちいらぬよう特に注意しよう。

### 1 容姿について

#### (1) 頭 髪

質実さを旨とし、清潔で活動的であること。カール・パーマメント・脱色・着色・変型カット等の技巧は不可。

#### (2) 制服・シャツ

本校指定のものを着用し、季節による移行は特に設けない。(変形のもののはさけること。) シャツ、ブラウスの裾をズボン・スカートの中に入れること。

#### (3) 徽 章

制服に指定のボタンをつけること。

#### (4) ネクタイ

ブレザーを着用するときは、本校指定のネクタイをすること。着用時には第一ボタンをしめること。

#### (5) 靴

下履は、運動靴又は革靴を着用すること。(特別な型及び華美なもののはさけること。) 上履は、指定のものを着用する。

#### (6) その他

ピアス(ピアスの穴ふさぎを含む)、アクセサリ類、化粧、色付リップクリーム、マニキュア等をしないこと。

## 2 防寒・雨天の服装

- (1) 男女ともに本校指定のものを着用すること。(オーバー・ジャンパー等は着用しないこと。病気などのため着用を必要とする場合は、異装届による。)
- (2) マフラーについては、登下校時のみ使用を許可する。
- (3) 雨天の場合レインコートの着用は可。

- 3 そのほか、細部に関しては、心得の趣旨にもとづいて華美虚飾をさけ、異装を慎むこと。やむを得ない場合は所定の手続きを経て着用すること。(生徒手帳の諸届欄に異装届として担任・生徒部へ提出)

## 校内生活

- 1 登校は年間を通じ午前 8 時 25 分までとする。(以後は遅刻・又は欠課扱い)
- 2 下校時刻は午後 5 時 00 分。ただし、部活動や教科学習で居残る場合は、午後 7 時までとし、関係教職員の指導に従うこと。
- 3 遅刻又は欠課をして登校した場合は、生徒指導室前で遅刻届を提出した後授業をうけること。また登校後やむを得ず欠課、早退をする場合は、学級担任・関係教職員の承認を受け、翌日欠課・早退届を学級担任に提出すること。無届けの欠課・早退をしないこと。早退したら、帰宅後速やかに学校へ連絡すること。
- 4 特別教育活動による対外試合参加、その他学校の指導による欠課・欠席についてはあらかじめ関係教職員を経て学校の承認を受けること。
- 5 欠席をする場合は、なるべく事前の連絡が望ましい。  
また、忌引きによる欠席は速やかに担任へ連絡をすること。忌引きの欠席は授業日数に入らず忌引きの区分は次のとおり。

|         |     |
|---------|-----|
| 父母      | 7 日 |
| 祖父母兄弟姉妹 | 3 日 |
| 伯叔父母    | 1 日 |
| 曾祖父母    | 1 日 |

(なお両親なく後見人扶養担当者の場合は父母に準ずる)
- 6 始業時より放課後まで、無届けで外出しないこと。なお、全ての学校行事において、無届けの不参加や途中からの離脱のないように特に注意すること。
- 7 校舎内では、放歌高談、又は粗暴な言動によって他人に迷惑を与えることのないように心がけ静粛にすること。
- 8 校舎校具の愛護と校舎内外の清潔整頓に心がけ、常に快適な環境の整備につとめること。

- 9 金銭，貴重品，その他自己の所持品の保管には特に注意するとともに，紛失した場合，あるいは遺失の金品を発見した場合は直ちに届け出ること。
- 10 学習に必要でないものは学校に持参しないこと。遊具（ヘッドホンステレオ含む），マンガ，菓子類等を持ち込まないこと。
- 11 休日に登校する場合は，関係教職員の指示に従うこと。
- 12 特別に学校施設を利用する場合はあらかじめ所定の手続きによる。
- 13 学校の施設・備品等を破損した場合は関係教職員並びに事務室に届け出て指示を受けること。

### 校外生活

- 1 通学の際には，必ず制服着用のこと。またすべての言動において本校生徒としての品位を失わないように努めること。
- 2 交通道徳を重んじ，交通法規を守り，特に自他の生命の安全に心がけること。事故にあった場合は直ちに警察及び学校へ連絡すること。
- 3 保護者同伴の場合を除き，夜間の外出を慎むこと。
- 4 風紀上望ましくない場所への出入りをしないこと。
- 5 二輪車，自動車等の使用については，許可しない。
- 6 自転車通学を希望する生徒は「自転車通学願」を担任を経て，生徒部に提出し，通学用の自転車には許可シールを貼り，指定された場所に置くこと。
- 7 アルバイトは，特別な場合を除いて許可しない。
- 8 休日，又は休暇中におけるホームルーム，部活動等の校外行事については，あらかじめ関係教職員を経て届け出，その指導のもとに実施すること。

